平成２３年（再イ）第２号
北海道帯広市東10条南３丁目２番地15
再生債務者　中山　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第２１５号
宮城県名取市高舘熊野堂字岩口上46番地の２
再生債務者　榊原　　勤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２１７号
埼玉県川越市新富町１丁目９番地14　スヴェニール本川越1301号室
再生債務者　藤﨑健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第５４号
埼玉県行田市持田２丁目５番32号
再生債務者　鈴木しのぶ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（再イ）第４１号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目10番28号
再生債務者　古山　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１号
島根県益田市横田町985番地７
再生債務者　三好　忠幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日　松江地方裁判所益田支部

平成２２年（再イ）第５８号
香川県高松市植松町198番地６
再生債務者　濵元　秀喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再イ）第６０号
香川県東かがわ市松原333番地３
再生債務者　岡田　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再イ）第６１号
香川県高松市由良町372番地19
再生債務者　田中与志子（旧姓有馬）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日
高松地方裁判所破産・再生係

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成23年６月６日　　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　安居　祥策

廃止する場所　秋田県秋田市中通１丁目２番26号　株式会社日本政策金融公庫秋田支店国民生活事業内、秋田県秋田市中通２丁目３番８号　株式会社日本政策金融公庫秋田支店中小企業事業内

新設する場所　宮城県石巻市穀町16番１　株式会社日本政策金融公庫石巻支店国民生活事業内、秋田県秋田市中通５丁目１番51号　株式会社日本政策金融公庫秋田支店国民生活事業内

弁理士登録公告

平成23年５月18日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
５月18日	17761	黒瀬　勇人
５月18日	17762	大澤　弘明
５月18日	17763	土居　　猛
５月18日	17764	児玉　和樹
５月18日	17765	酒匂　禎裕
５月18日	17766	八木野　剛
５月18日	17767	玉田　尚志
５月18日	17768	山口　惣大
５月18日	17769	野津万梨子
５月18日	17770	宮北　康之
５月18日	17771	藤本　昌平
５月18日	17772	山本　一郎
５月18日	17773	佐々木　修
５月18日	17774	鈴木　賢一

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年５月10日	08612	小林　正明	申請抹消
平成23年５月11日	17306	福谷　　景	〃
平成23年５月12日	09363	阪本　紀康	〃

弁理士数　9,081名
（平成23年５月18日現在）

平成23年６月６日　　日本弁理士会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成23年６月６日　　滋賀県教育委員会

１．免許状の種類、授与番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名及び生年月日
⑴　小学校教諭二級普通免許状、昭60小２普第142号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、長谷　直之、昭和38年４月27日
⑵　中学校教諭二級普通免許状、昭60中２普第128号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、長谷　直之、昭38年４月27日
⑶　中学校教諭一級普通免許状、昭60中１普第44号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、長谷　直之、昭和38年４月27日
⑷　中学校教諭専修免許状、平11中専修第47号、平成12年３月24日、滋賀県教育委員会、滋賀県、藪内　直之、昭和38年４月27日
⑸　中学校教諭一級免許状、昭63中１普第296号、平成元年３月31日、滋賀県教育委員会、滋賀県、荒木　義樹、昭和30年３月６日
⑹　高等学校教諭二級普通免許状、昭63高２普第16号、昭和63年11月30日、滋賀県教育委員会、滋賀県、荒木　義樹、昭和30年３月６日
⑺　高等学校教諭二級普通免許状、昭63高２普第304号、平成元年３月31日、滋賀県教育委員会、滋賀県、荒木　義樹、昭和30年３月６日
⑻　高等学校教諭二級普通免許状、昭63高２普第305号、平成元年３月31日、滋賀県教育委員会、滋賀県、荒木　義樹、昭和30年３月６日
２．失効年月日　⑴から⑷　平成23年４月７日
⑸から⑻　平成23年５月２日
３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当